

土木部発注工事における工事費見積りの留意事項

1. 工事費の見積りについては、「①実施設計書」「②数量集計表」「③図面」の順に、記載された事項を優先して行うこと。なお、契約後、設計図書の照査を行い、必要に応じて協議を行うこと。
2. 数量集計表に記載している受注者の任意施工に関するもの（施工方法、仮設方法）については、見積りの参考として記載しているものであり、図面、特記仕様書等で指定しているものを除き、請負契約を拘束するものではない。

令和 8年度 実施設計書 (当初)

	所長	企画調整幹	河川港湾課長	道路課長	河川係長	砂防係長	道路補修係長	河川担当	砂防担当	道路担当	検算

工 事 番 号	喜道維第500号他											
工 事 名	土木施設年間維持工事											
河川名、路線名等	(国) 1 9 7 号 他											
工 事 箇 所	大洲市 (旧肱川町、旧河辺村) 一円											
設 計 金 額						円	変更による増減額					円
						円						
入札に附すべき金額						円	変更による増減額					円
						円						
請 負 代 金 額						円	変更による増減額					円
						円						
変更請負代金額 計 算 式	(当初請負代金額) × (変更入札に附すべき金額)											
	(当初入札に附すべき金額)											

工 事 概 要	今 回		
	道路維持補修工事 9路線 L=89.7km		
	河川維持管理工事 12河川 L=50.9km		
	砂防施設維持工事 41箇所		
	冬期路面对策工事 9路線 L=89.7km		
起 工 理 由 または 変 更 理 由			
事 務 所 名	大洲土木事務所	単 価 地 区	大洲（２９）
単 価 使 用 年 月	令和 8年 1月	歩 掛 適 用 年 月	令和 8年 1月
基 準 適 用 年 月	令和 8年 1月	適 用 工 種	道路維持工事
調 整 区 分	単独		

設計内訳書（道路維持）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
道路維持		式	1				
道路維持工事		式	1				
道路維持工事		式	1				
道路パトロール・現地調査		式	1				内 1号
崩土・落石除去		式	1				内 2号
倒木撤去		式	1				内 3号
側溝修繕・清掃		式	1				内 4号
路面処理・落下障害物撤去		式	1				内 5号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		式	1				内 6号

設計内訳書（道路維持）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
安全費		式	1				
木製工事用看板		基・月	24				単 1号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（冬期路面）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
雪寒		式	1				
除雪工		式	1				
凍結防止工		式	1				
凍結防止剤運搬	作業区分：1	t	7				単 2号 D=30km 凍結防止 剤277袋見込
凍結防止剤散布（2tダンプ）	作業区分：2	延べ時間	14				単 3号
雪道巡回工		式	1				
ライトバン(2人体制)	作業区分：2	延べ時間	32				単 4号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

設計内訳書（冬期路面）

工事名	土木施設年間維持工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額		摘要
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

設計内訳書（河川維持）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
河川維持		式	1				
河川維持工事		式	1				
河川維持工事		式	1				
施設巡視		式	1				内 7号
除草工	A箇所	式	1				内 8号
土のう設置	B箇所	式	1				内 9号
土砂撤去工（機械）	C箇所	式	1				内 10号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

設計内訳書（河川維持）

工事名	土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	道路パトロール・現地調査					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
道路パトロール（平日昼間）		時間						単 5号	
道路パトロール（平日時間外）		時間						単 6号	
道路パトロール（平日深夜）		時間						単 7号	
道路パトロール（休日昼間）		時間						単 8号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	崩土・落石除去					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
土木一般世話役（平日昼間）		時間						単 9号	
普通作業員（平日昼間）		時間						単 10号	
バックホウ運転（平日昼間）		時間						単 11号	
ダンプトラック運転（平日昼間）		時間						単 12号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	倒木撤去					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
土木一般世話役（平日昼間）		時間						単 9号	
普通作業員（平日昼間）		時間						単 10号	
トラック(クレーン装置付)運転（平日昼間）		時間						単 13号	
チェーンソー		時間						単 14号	
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	側溝修繕・清掃					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
土木一般世話役（平日昼間）		時間						単 9号	
普通作業員（平日昼間）		時間						単 10号	
トラック（クレーン装置付）運転（平日昼間）		時間						単 13号	
ダンプトラック運転（平日昼間）		時間						単 15号	
道路用側溝蓋 3種		枚	8						
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	路面処理・落下障害物撤去					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
土木一般世話役（平日昼間）			時間						単 9号
軽車両			時間						単 16号
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	建設機械運搬費					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
貨物自転車運賃			台	4					
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	施設巡視					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
施設パトロール			時間						単 17号
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	除草工					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
特殊作業員			人						
草刈機			時間						単 18号
ダンプトラック運転（平日昼間）			時間						単 15号
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 9号	土のう設置					単位	式	数量	1
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額			摘要
普通作業員			人						
土のう			袋	100					
合計									

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 10号	土砂撤去工（機械）					単位	式	数量	1
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額			摘要	
土木一般世話役		人							
普通作業員		人							
バックホウ運転（平日昼間）		時間						単 19号	
ダンプトラック運転（平日昼間）		時間						単 12号	
合計									

令和8年度 喜道維第500号 数量集計表(当初)

工種・種別・細別	規格	単位	数量	適用
道路維持工事				
道路維持工事				
道路パトロール・現地調査		式	1	
崩土・落石除去		式	1	
倒木撤去		式	1	
側溝修繕・清掃		式	1	
路面処理・落下障害物撤去		式	1	
共通仮設費				
運搬費				
建設機械運搬費		式	1	
建設機械運搬費		台	4	
安全費				
木製工事用看板	損料差額	基・月	24	(常設1基+作業時1基)*12ヶ月

数量表 道路パトロール・現地調査(1式当り)				
名称	条件	単位	数量	摘要
ライトバン2人体制(平日昼間)		時間	13.0	
ライトバン2人体制(平日時間外)		時間	10.0	
ライトバン2人体制(平日深夜)		時間	7.0	
ライトバン2人体制(休日昼間)		時間	9.0	

数量表 崩土・落石除去(1式当り)				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役(平日昼間)		時間	31.0	
普通作業員(平日昼間)		時間	62.0	
バックホウ運転(平日昼間)	山積0.13m3 排ガス型 2次	時間	28.0	運転手、燃料、機械損料
ダンプトラック運転(平日昼間)	4t積級	時間	19.0	運転手、燃料、機械損料

数量表 倒木撤去(1式当り)				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役(平日昼間)		時間	28.0	
普通作業員(平日昼間)		時間	61.0	
トラック(クレーン装置付)運転(平日昼間)	4t積 2.9t吊	時間	27.0	運転手、燃料、機械損料
チェーンソー	鋸長500mm	時間	26.0	運転手、燃料、機械損料

数量表 側溝修繕・清掃(1式当り)				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役(平日昼間)		時間	28.0	
普通作業員(平日昼間)		時間	76.0	
トラック(クレーン装置付)運転(平日昼間)	4t積 2.9t吊	時間	17.0	運転手、燃料、機械損料
ダンプトラック運転(平日昼間)	2t積級	時間	16.0	運転手、燃料、機械損料
道路用側溝蓋	3種 300	枚	8.0	

数量表 路面処理・落下障害物撤去(1式当り)				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役(平日昼間)		時間	12.0	
軽車両		時間	12.0	

数量表 建設機械運搬表(1式当り)				
名称	条件	単位	数量	摘要
貨物自動車による運搬(1車1回)	4t車 10km以下	台	4	片道1回×6－2回 BH0.13

作業数量一覧表 道路パトロール・現地調査

[illegible]

作業数量一覧表 落石・崩土除去

[illegible]

作業数量一覧表 倒木撤去

[illegible]

作業数量一覧表 側溝修繕・清掃

報告書 No.	作業日	作業 時間 区分	土木一般	普通作業員	トラック(クレーン装 置付)運転 4t積2.9t吊	Dt運転 (2t)	側溝蓋 (300)							
			世話役 時間	時間	時間	時間	枚							
		昼間	28	76	17	16	8							
		昼間												
合計		昼間	28	76	17	16	8							
		時間外												
		深夜												
		休日												
		休日深夜												

作業数量一覧表 路面処理・落下障害物撤去

[illegible]

作業数量一覽表 建設機械運搬費

[illegible]

喜冬対第500号
冬期路面対策工事

各 種 数 量 集 計 表

(国)197号 他
大洲市 旧肱川町・旧河辺村一円

[illegible]

喜道維第500号・喜冬対第500号 位置図



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 3JHs 963

対象路線

(国) 197号	L=9.3km
(主) 肱川公園線	L=13.6km
(主) 小田河辺大洲線	L=26.8km
(主) 内子河辺野村線	L=7.4km
(一) 坊屋敷小田線	L=0.2km
(一) 河辺小田線	L=10.4km
(一) 蔵川大谷線	L=7.1km
(一) 山鳥坂名荷谷線	L=12.1km
(一) 予子林大谷線	L=2.8km

9路線 合計L=89.7km

[illegible]

位置図



喜河維第6号、砂管第6号の6

対象河川、砂防施設

(肱川町)

肱川	L=12,000m
栗太郎川	L= 3,513m
西の谷川	L= 1,213m
上森山川	L= 1,675m
大谷川	L= 4,100m
河辺川	L=14,000m
小畑川	L= 1,525m
赤岩川	L= 913m
小藪川	L= 2,238m

合計延長 L=41,177m

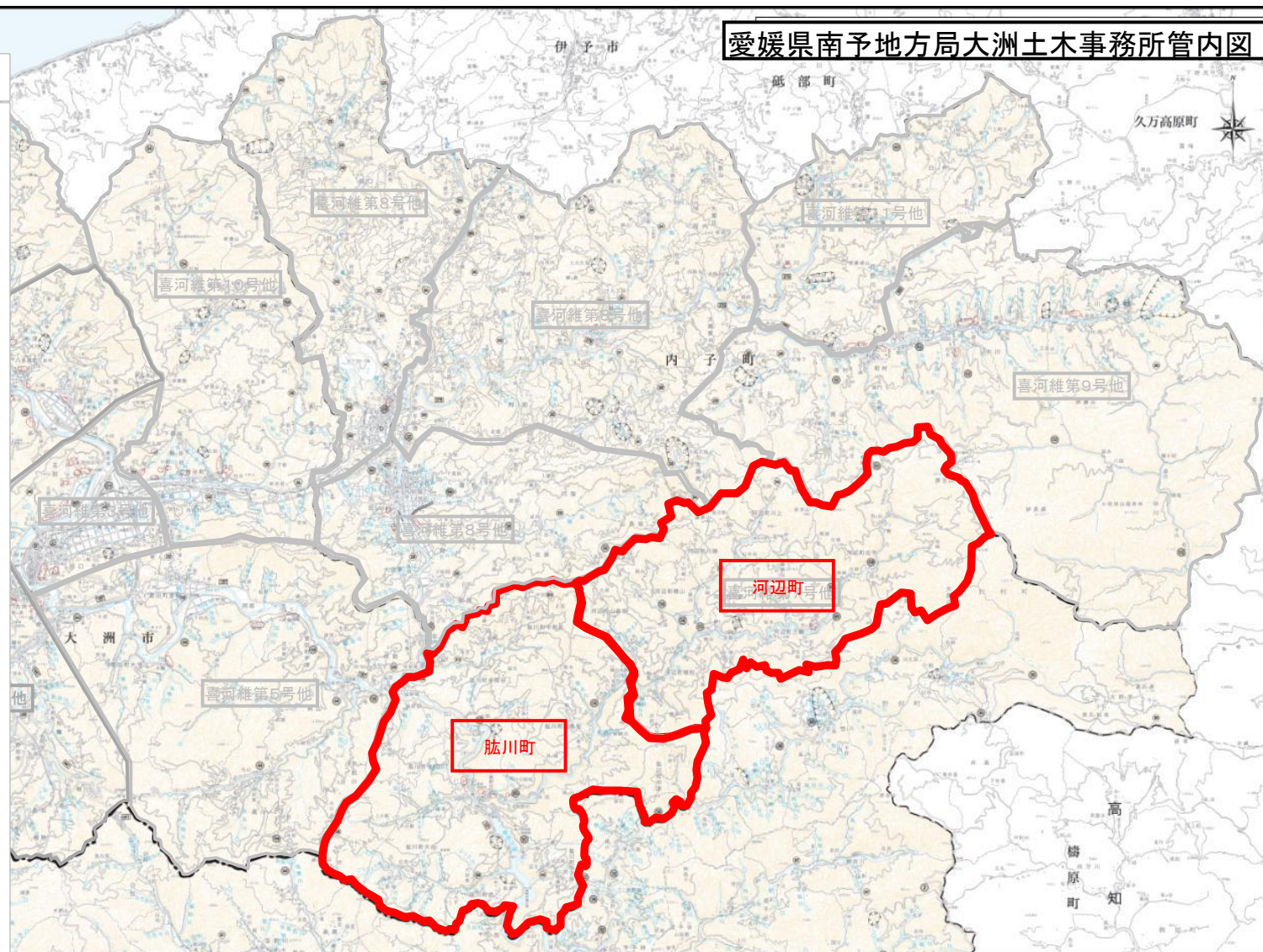
砂防	N= 21箇所
地すべり	N= 3箇所
急傾斜	N= 8箇所

(河辺町)

キビシ川	L= 6,000m
大成川	L= 2,000m
長崎川	L= 1,700m

合計延長 L= 9,700m

砂防	N= 6箇所
地すべり	N= 1箇所
急傾斜	N= 2箇所



旧肱川・河辺町
砂防河川

番号	地区名	字名
1	河辺川	肱川村山鳥坂
2	小薮川	肱川村宇和川
3	八重栗川	肱川村名荷谷
4	栗太郎川	肱川町中居谷
5	大谷川	肱川町大谷
6	古川	肱川町大谷
7	樋の口川	肱川町宇和川
8	マサキ川	肱川町大谷
9	敷水川	肱川町山鳥坂
10	嵯峨谷川	肱川町山鳥坂
11	天神山川	肱川町大谷
12	月の尾川	肱川町山鳥坂
13	添谷川及び同左支川	肱川町宇和川
14	ごうじょう川及び同左支川	肱川町大谷
15	古川及び同左支川	肱川町大谷
16	小薮川	肱川町宇和川
17	上嵯峨谷川	肱川町山鳥坂
18	とくもと川(イノクラ川)	肱川町宇和川
19	大谷川	肱川町大谷
20	サガヤブ谷川及び同左支川	肱川町大谷
21	ヤナギソ川	肱川町宇和川
22	キビシ川	河辺村川上
23	河辺川	河辺村北平
24	大中山川	河辺村三嶋
25	下大成川	河辺村山鳥坂
26	城本川	河辺村山鳥坂、植松
27	神納川(分城川)	河辺村北平

砂防河川 N=27河川

地すべり

番号	地区名	字名
1	八重栗	肱川町名荷谷
2	久下	肱川町大谷
3	大地	肱川町大谷
4	寺藪	河辺村河都

地すべり N=4地区

肩掛式 カッタ径230mm ガソリン0.3ℓ/h含む

急傾斜

番号	地区名	字名
1	鹿野川(A)	肱川町山鳥坂
2	鹿野川(B)	肱川町山鳥坂
3	白岩谷	肱川町宇和川
4	下班	肱川町山鳥坂
5	滝山	肱川町宇和川
6	新田	肱川町山鳥坂
7	大屋敷	肱川町大谷
8	篠谷	肱川町山鳥坂
9	竹の瀬	河辺町三嶋
10	神納	河辺町北平

急傾斜 N=10地区

大洲土木事務所土木施設年間維持工事特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、大洲土木事務所が発注する土木施設年間維持工事に適用する。

2 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）、愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」という。）によるほか、この仕様書によらなければならない。なお、愛媛県土木部発注工事特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

<https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/spec/tokki.html>

3 本工事について、土木部特記仕様書第2条第2項に定める特記仕様書の適用は、次の表のとおりとする。

特記仕様書	対象	対象外
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	☐	☒
余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工） 「発注者指定型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工） 「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工 （1,000m ³ 未満））「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工） 「発注者指定型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工） 「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工 （修繕工））「受注者希望型」特記仕様書	☐	☒
週休2日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）	☐	☒
快適トイレの設置に関する特記仕様書（発注者指定型）	☐	☒
快適トイレの設置に関する特記仕様書（受注者希望型）	☒	☐
CCUS活用モデル工事特記仕様書	☐	☒
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（発注者指定型）	☐	☒
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書（受注者希望型）	☒	☐
愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書	☐	☒
数量算出資料の省略に関する特記仕様書	☐	☒
熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する 特記仕様書	☒	☐
Jークレジット取得に必要なとなる申請資料の提出に関する 特記仕様書	☐	☒

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に 関する特記仕様書	☒	☐
猛暑日を考慮した工期延長の試行に関する特記仕様書	☒	☐

（工事の目的）

第2条 本工事は、設計図書に示す県管理施設の安全性を確保し、又は機能若しくは性能の維持を図るものである。

（工事の内容）

第3条 本工事は、設計図書に示す県管理施設の維持管理や補修、冬期路面对策等の工事を行うものである。

（パトロールの実施等）

第4条 受注者は、監督員又は監督員の所属する部所の他の職員（以下「監督員等」という。）から指示があった場合は、速やかにパトロールを行わなければならない。

2 受注者は、本工事対象市町において地震が発生した場合は、以下のとおりパトロールを実施しなければならない。なお、津波被害の恐れがある地域を除く。

（1）震度4の地震が発生し、監督員等の指示があった場合はパトロールを実施し、被災箇所及びその周辺の調査を行う。

（2）震度5弱の地震が発生した場合は、監督員等の指示によらず、道路、河川（重要区間）及び砂防関係施設（保全対象人家50戸以上）等の全ての箇所のパトロールを実施し、被災箇所及びその周辺の調査を行う。

（3）震度5強以上の地震が発生した場合は、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目」第5条3項1号により、応急対策業務施工者が自主的判断によるパトロールを行うため、本工事の対象外である。

3 受注者は、前二項に規定するパトロールの実施後、直ちにその結果を電話、メール又はFAX等により監督員等に報告した後に、速やかに次の事項を記載する「パトロール日誌」（参考様式1）を監督員に提出しなければならない。

- （1）工事番号
- （2）パトロール実施日、曜日、天候
- （3）パトロール実施者名・会社名
- （4）パトロールの区間・箇所・施設名等
- （5）パトロールの時間
- （6）パトロールの内容
- （7）発注者の指示事項等

4 パトロールは、安全性を考慮し、原則2人体制で実施するものとする。

（作業の実施）

第5条 受注者は、監督員等からの指示があった場合は、速やかに維持管理や補修等の作業を実施しなければならない。

2 受注者は、第三者被害が発生する恐れがあり、緊急な作業が必要となる県管理施設の異常を確認した場合は、自主的に第三者の立ち入りを防止する等の応急措置を講じるとともに、速やかに監督員等に報告しなければならない。

3 前二項に規定する作業の完了後、直ちに作業内容を電話、メール又はFAX等により監督員等に報告した後に、速やかに次の事項を記載する「作業実績報告書」（参考様式2）を監督員に提出しなければならない。

- (1) 工種
- (2) 作業実施日、時間、曜日
- (3) 作業に要した作業員の種別、編成及び作業時間
- (4) 材料の種類、規格及び数量
- (5) 作業機械の規格、編成及び時間
- (6) その他作業実績がわかる数量等

なお、実施した作業内容について、別表1の作業区分、作業時間帯により5区分に分けることとし、作業実績報告書の処理人員等欄へ実施作業時間等を記入するものとする。

4 冬期路面对策の作業については、別紙「冬期路面对策に関する特記仕様書」による。

(工程表の省略)

第6条 受注者は、契約書第3条の規定にかかわらず、工程表の提出を省略することができる。

(施工計画書の提出)

第7条 受注者は、愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-4の規定によるものとする。

2 受注者は、契約後、速やかに緊急時組織体制表（参考様式3）を監督員に提出しなければならない。

(県管理施設の新設・撤去)

第8条 受注者は、以下の施設を新設（取替え含む）又は撤去したときは、施設管理台帳整備のため監督員から完成写真等資料の提供を依頼された場合は協力しなければならない。

- (1) 道路付属施設
(標識（案内、警戒、規制）、道路情報板、道路照明灯、道路反射鏡、植栽)
- (2) 橋梁（歩道橋含む）
- (3) トンネル
- (4) 水門、樋門
- (5) その他

(工事完成図書)

第9条 本工事は、電子納品の対象外工事とし、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。

(工事成績評定)

第10条 本工事は、当初請負金額に関わらず、工事成績評定の対象外とする。

別表1

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8：00～17：00
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5：00～ 8：00 17：00～22：00
3	平日深夜	月曜日～土曜日	22：00～ 5：00
4	休日昼間	日曜日	5：00～22：00
5	休日深夜	日曜日	24：00～ 5：00 22：00～24：00

注) 国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は、平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、12月29日から1月3日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は、休日として取り扱うものとする。

参考様式1

パトロール日誌

工事番号：
工事名：

令和 年 月 日
天候

パトロール実施者
職氏名

河川名、路線名等	パトロール実施箇所		パトロール時間	
			自 時 分	至 時 分
			自 時 分	至 時 分
			自 時 分	至 時 分
			自 時 分	至 時 分
河川名、路線名等	点 検 内 容	措 置 事 項		
特記事項				

※特記事項欄は、パトロール指示者名（例：〇〇係長）、パトロール条件（例：地震、台風〇号通過後）を記入する。

参考様式2

作業日誌（作業実績報告書）						
					No.	
作業日	令和 年 月 日（曜日）				天候	
作業時間	時 分 ～ 時 分（時間 分）					
工事番号	第 号					
受注者						印
河川名、路線名等			施設名			
作業箇所						
作 業 内 容						
処 置 人 員 等						
名 称	規格	単位	数量	備考	作業時間	作業区分
備 考						

- 1) 産業廃棄物を処理した場合は、備考欄に搬出量、搬出先を記入する。
- 2) 重機運搬がある場合は、備考欄に重機名、規格、運搬方法、回数、運搬距離を記入する。
（運搬方法は、自社の機械で運搬した場合は「自社」、他社に委託した場合は「委託」とする。）

(参考)

作業実績報告書(記載例)

名称	規格	単位	数量	備考	作業時間
普通作業員		hr	<u>0.00</u>	<u>〇人×〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
ダンプ運搬	<u>Qt</u>	hr	<u>0.00</u>		休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>

工種:崩土取り除き(機械) 1回あたり

名称	規格	単位	数量	備考	作業時間
普通作業員		hr	<u>0.00</u>	<u>〇人×〇hr</u>	休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
バックホウ運転	<u>山積〇.〇〇m3</u>	hr	<u>0.00</u>		休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
バックホウ損料	<u>山積〇.〇〇m3</u>	hr	<u>0.00</u>		休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊運転手		hr	<u>0.00</u>		休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
ダンプ運搬	<u>Qt</u>	hr	<u>0.00</u>		休日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>

工種:アスファルト舗装補修(人力) 1回あたり

名称	規格	単位	数量	備考	作業時間
世話役		hr	<u>0.00</u>	<u>〇人×〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊作業員		hr	<u>0.00</u>	<u>〇人×〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
普通作業員		hr	<u>0.00</u>	<u>〇人×〇hr</u>	平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
アスファルト材料	<u>再生密粒(〇〇)</u>	t	<u>0.00</u>		
振動ローラ運転	<u>ハンドガイド式</u> <u>〇.〇~〇.〇t</u>	hr	<u>0.00</u>		平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
振動ローラ損料	<u>ハンドガイド式</u> <u>〇.〇~〇.〇t</u>	hr	<u>0.00</u>		平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊作業員		hr	<u>0.00</u>		平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
振動コンパクタ運転	<u>〇〇~〇〇kg</u>	hr	<u>0.00</u>		平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
振動コンパクタ損料	<u>〇〇~〇〇kg</u>	hr	<u>0.00</u>		平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
特殊作業員		hr	<u>0.00</u>		平日 <u>〇:〇〇~〇:〇〇</u>
アスファルト処分		t	<u>0.00</u>	<u>〇〇開発(株)</u>	

注)下線部は参考例である。

参考様式3

令和 年度 年間維持工事 緊急時組織体制表

工事番号	第	号
会社名		
電話番号	FAX番号	
eメールアドレス		

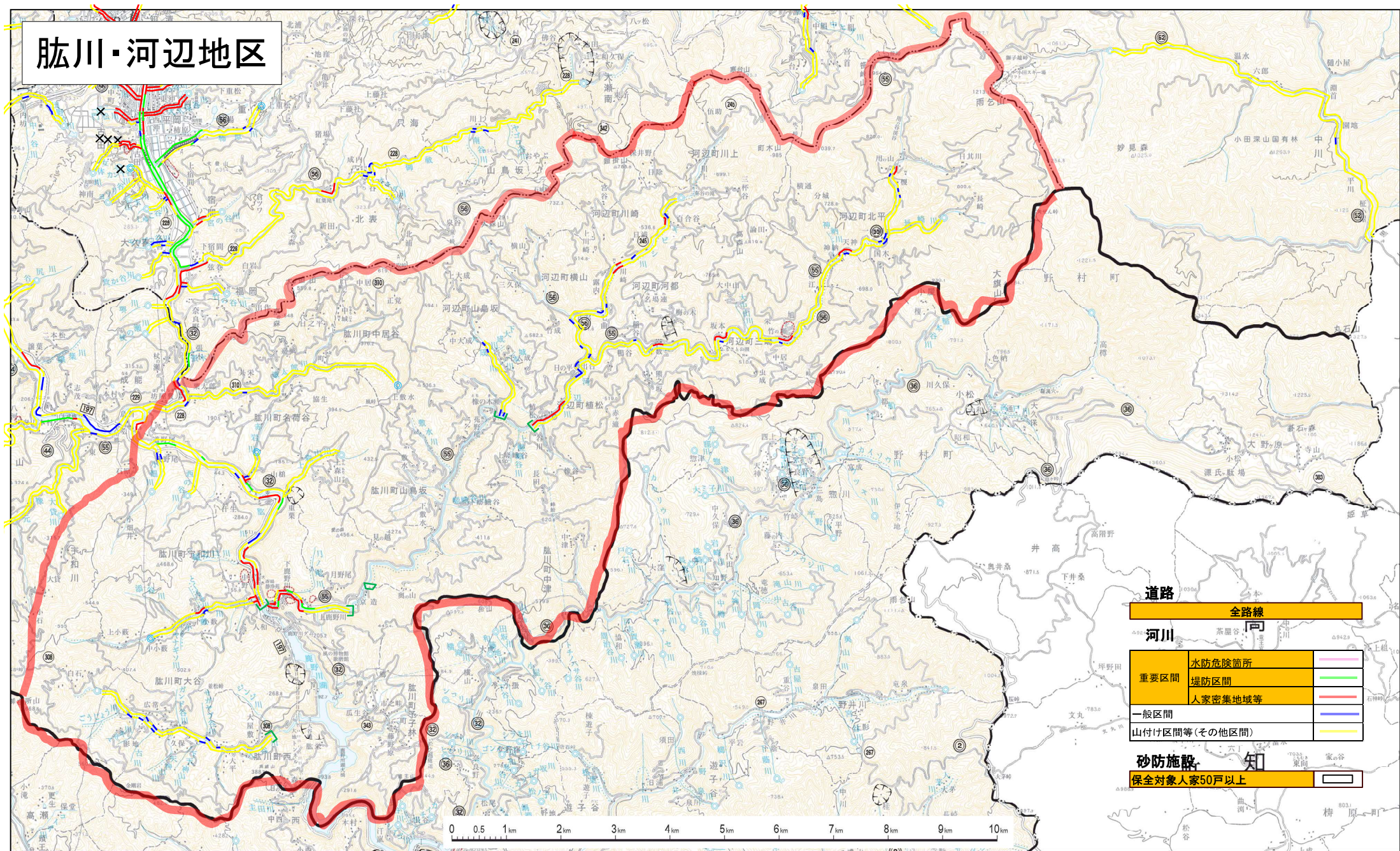
連 絡 先	氏 名	電 話 番 号	携 帯 番 号	eメールアドレス
夜間・休日連絡者 1				
夜間・休日連絡者 2				
夜間・休日連絡者 3				
現 場 代 理 人				
主 任 技 術 者				

※注意事項

- ・氏名はフルネームで記入すること。
- ・確実に連絡がとれ、又、地域状況を把握しており、迅速な対応ができる者を選定すること。
- ・会社で個人アドレスがある者は、eメールアドレスを記入すること。（携帯電話のアドレスではない。）

パトロール実施箇所(震度5弱の地震発生時)

肱川・河辺地区



冬期路面对策に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、冬期路面对策の作業に適用する。

(支給材料)

第2条 本作業における支給材料は、以下のとおりとする。

- (1) 凍結防止剤は、現物支給とし、契約書第15条第1項に規定する「数量」「引渡場所」「引渡時期」は、監督員の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (4) 受注者は、支給材料を他の工事に流用してはならない。
- (5) 支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- (6) 支給材料の引渡、返還の際の積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は、設計図書によるものとする。

(一般除雪工)

第3条 一般除雪工の開始時期は、監督員等の指示によるものとし、作業終了後は直ちに監督員等に報告しなければならない。

(凍結防止工)

第4条 受注者は、凍結防止剤の散布を実施する時期、箇所、方法、散布量について、監督員等の指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
- 3 凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

(道路パトロール)

第5条 受注者は、監督員等から指示があった場合は、速やかに道路パトロールを実施し、パトロール終了後直ちにその結果を監督員等に報告しなければならない。

- 2 パトロールは、安全性を考慮し、原則2人体制で実施するものとする。ただし、夜間や緊急時等人員確保が困難な場合に限り、1人体制で実施できるものとする。

(作業完了時の報告)

第6条 受注者は、除雪等の作業を完了した時は、その都度速やかに監督員に作業完了報告書(報告様式-1、2、3)及び写真を提出しなければならない。

- 2 除雪及び凍結防止剤散布の写真は、1回の作業につき、作業を実施した一連区

間の起終点及び中間点における作業前、作業中、作業後の写真各 1 枚ずつとし、同方向から撮影し作業前後の比較対照ができるものとする。作業中の写真は、全使用機械を確認できるように撮影するものとする。

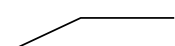
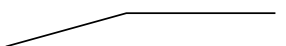
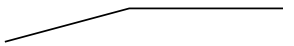
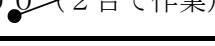
- 3 道路パトロールの写真は、1 回のパトロールにつき 1 枚とし、2 人体制の場合は撮影者が車両と同乗者を、1 人体制の場合は撮影者が車両のみを撮影するものとする。

記入例
(報告様式－１)

除雪作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇年 1 2 月 2 4 日

積雪年月日	令和〇年 1 2 月 2 3 日	受注者名		(株)〇〇建設	
除雪年月日	令和〇年 1 2 月 2 4 日				
路線名	(一) 直瀬渋草線				
施工箇所	久万高原町前組所藪～渋草竹ノ谷				
積雪量 (cm)	1 0 ～ 2 0 cm  原則10cm以上				
除雪延長 (km)	5 km  実際に作業した概ねの延長				
除雪平均幅 (m)	7 m  作業区間の概ねの平均幅員				
除雪量 (m3)	5, 250m3  (平均積雪量)×(延長)×(平均幅員)				
使用機械名	トラクタショベル	モーターグレーダー	ブルドーザ	バックホウ	
稼働時間 (hr)	6 . 5 hr 		2台以上の時は合計時間		
作業人員 (オペレータ、交通誘導員除く)	1 人 				
交通誘導員 (A, Bを記入)	2 人 (B)				
備考	9 : 0 0 ～ 1 0 : 3 0  作業時間記入 9 : 3 0 ～ 1 2 : 0 0 (2台で作業)  作業時刻と稼働時間に整合がとれていること				

(注) 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)



9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

除雪作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	作業を実施した一連区間の 起点部、中間点部、終点部 で作成する。
作 業 中	交通誘導員を置いた場合は、そ の状況写真を添付。
作 業 後	

記入例
(報告様式－2)

凍結防止剤散布作業完了報告書

1班・1路線毎に記載

令和〇年1月15日

積雪年月日	令和〇年1月15日	受注者名		(株)〇〇建設	
作業年月日	令和〇年1月15日				
路線名	(一) 美川川内線				
施工箇所	久万高原町黒藤川中津大橋～長崎				
路面状況 (cm)	凍結				
作業延長 (km)	3 km	原則 5km以下			
作業平均幅 (m)	5 m	作業した概ねの延長、平均幅員			
散布量 (袋)	(凍結防止剤) 12袋				
使用機械名	2 t ダンプ	軽トラック			
稼働時間 (hr)	3 hr				
作業人員 (オペレータ除く)	2人				
備考	7:30～11:30 (1hr休憩) 作業時刻と稼働時間に整合がとれていること 作業時間記入				

(注) 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)

↓
9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

凍結防止剤散布作業状況写真

起 点 部	
作 業 前	作業を実施した一連区間の 起点部、中間点部、終点部 で作成する。
作 業 中	
作 業 後	

記入例

(報告様式－3)

道路パトロール作業完了報告書

1回毎に記載

令和〇年1月15日

積雪年月日	令和〇年1月15日	受注者名 (株)〇〇建設	
作業年月日	令和〇年1月15日		
路線名	(一) 落合久万線		
施工箇所	久万高原町直瀬峠～下野尻(国)33号交差点		
積雪量 (cm)	道路状況記入 下畑野川狩場～33号交差点 (直瀬峠付近) 部分的に凍結 (現在 降雪中) 3 cm (7 cm)		
パトロール延長 (km)	報告時点の気象状況を記載 11.5 km 作業延長記入(注2参照)		
除雪平均幅 (m)			
除雪量 (m3)			
使用機械名	ライトバン	軽トラック	
稼働時間 (hr)	1 hr		
編成人員	編成人員を記載 2人		
備考	作業時間(往復)記入 7:30～8:30 作業理由記入 寒波接近により実施 例) 前日の降雪のため〇〇技師の指示による		

(注) 1. 稼働時間は30分単位で丸める

例) 8:45～10:20 (1時間35分)



9:00～10:30 (1時間30分)

30分単位に丸め

2. 除雪が必要な場合はパトロールを中止して作業を始めてください。

例) 起点より1km地点で積雪量10^{cm}以上となった。

→ パトロールを中止し除雪作業開始

道路パトロール作業状況写真

道路パトロール(2人体制)	
作 業 中	2人体制か1人体制か 記入する。

令和 年 月 日

支 給 材 料 受 払 簿 (作成例)

工事番号：

受注業者名：

工事名：

現場代理人： (印)

品名・規格：凍結防止剤（〇〇クリーン25kg/袋）

[illegible]

災害対策基本法に基づく車両移動に関する特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、大規模災害の発生や大雪等により、放置車両や立ち往生車両によって緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までのルートを確保するための措置として、各地方局建設部長、各土木事務所長が災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行い、道路啓開を行う場合に適用する。

2. 啓開作業の内容

受注者は、災対法第76条の6の措置を委託された者として、発注者に代わり以下の啓開作業を行うことができるが、発注者の指示により行うものとする。

（1）指定道路区間の周知

立て看板（様式1）を設置する。設置場所は発注者の指示による。

（2）車両等の移動

① 運転者への命令による移動

災対法に基づく措置であることを説明した上で、運転者に対し命令内容を伝える。説明等の方法は、書面（様式2）の配布とするが、口頭（様式3）で行うことも可能とする。

運転者への命令の内容としては、以下の措置を想定している。

- ・道路の左側、歩道への移動
- ・車間を詰める、空いたスペースへの移動
- ・沿道の空き地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の撤去、再積載

② 道路管理者による車両等の移動

道路管理者は、次の3つのケースにおいて、①記載の措置を行うことができる。受注者は、これらに該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、車両移動等の措置を行うものとする。

（i）車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

運転者等は車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等を想定する。

繰り返し移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行う。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

（ii）運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

運転者等が車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合等を想定する。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等の所定の手続きを行い、移動を行う。

- (iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

車両等が連担し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等にいても移動ができない場合等を想定する。

その場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行うものとする。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

(3) 車両等を移動した際の掲示

運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両を移動する場合は、移動した車両等に移動理由、連絡先等を掲示（様式5）するものとする。

なお、一定距離以上（原則として50m以上）車両等を移動させた場合または道路外への移動の場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示（様式6）するものとする。

(4) 車両等の移動記録

受注者が車両等を移動する場合は、記録票（様式7）を作成するとともに、移動の前後の状況を写真又はビデオ等に記録すること。（破損に対する補償を行う際等の資料として必要となる。）

また、当該記録については、盗難等の問合せへの対応などに必要であるため、発注者に対し速やかに提出するものとする。

(5) 土地の一時使用

道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、災対法第76条の6第4項に基づきその必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとされている。上記に該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用するものとする。

他人の土地の一時使用等は、これによる所有者及び使用者の損失や影響が最小限となるよう行わなければならない。

対象となる民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明（様式8）するものとする。

所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由・連絡先等を掲示（様式9）する。

民地の一時使用等を行った場合は、事後に補償が必要となる場合もあるため、記録票（様式10）を作成するとともに、一時使用場所の使用前後の写真等の記録を残しておく。

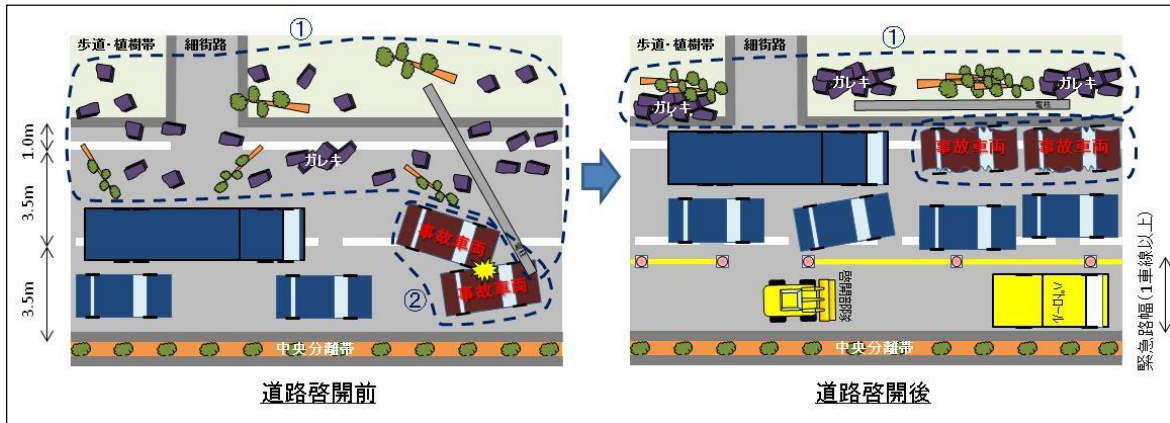
3. 車両移動命令及び車両移動措置に際しての手順及び留意事項

(1) 車両移動のオペレーション

移動については、以下を参考とし、現場にて判断する。

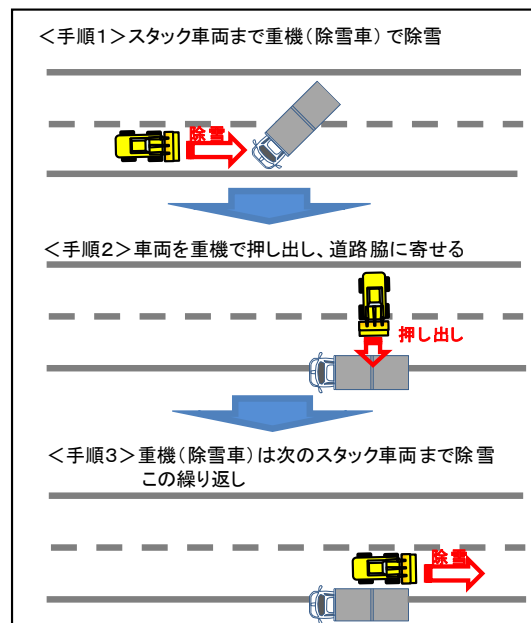
○大規模災害を想定したオペレーション

- ・緊急通行車両の通行のため、1車線以上を確保する。
- ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



○大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

- ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
- ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



(2) やむを得ない限度の破損

車両等の移動の際には、必ず発注者と相談すること。

車両等移動に伴い生じるやむを得ない限度の破損は、

- ・ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破損
- ・重機で持ち上げる際の擦り傷や凹み
- ・駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損

等が想定される。

「やむを得ない限度の破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置をすること。

(3) 損失補償

啓開作業に伴い生じる以下の損失（やむを得ない限度の破損に限る。）については、その補償手続きを含め発注者が対応する。該当事案が発生した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

- ・破損車両に係る補償
- ・土地の一時使用に係る補償
- ・竹木等の処分に係る補償

(4) 車両等の移動時におけるトラブル対応等

車両等の移動方法は、現場での対応者が判断することとなるが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、発注者に相談して実施するものとする。

なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、発注者に連絡し対応を相談するほか、必要に応じ、警察に通報する等の対応を行うものとする。

(5) 運転者等への支援について

大雪時等の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合等は、運転者等への健康上の配慮から、必要に応じて発注者と相談し、発注者の指示により運転者等の健康状態を確認するとともに、食料や薬、燃料等の補給を行うものとする。これら支給品については受注者が調達することとし、その費用については、工事変更請負契約時に工事費に計上するものとする。なお、調達物品等については、購入状況や支給状況について写真で記録するとともに領収書等を添付し、発注者に提出するものとする。

(6) その他留意事項

レッカー車やホイールローダなどによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないよう行う必要がある。トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じ、注意して移動を行うものとする。ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

4. 啓開作業に係る身分証明書

発注者からの指示等において当該特記仕様書に基づく啓開作業を行う場合は、発注者が付与する身分証明書（様式11）を携行するものとする。

5. 啓開作業に係る費用

啓開作業に要する費用は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行止め

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先:〇〇〇〇

緊急通行車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行ご遠慮ください

ご協力をお願いします

愛媛県〇〇土木事務所
問い合わせ先:〇〇〇〇

(様式 2)

令和〇年〇月〇日

運転者各位

愛媛県〇〇地方局
〇〇土木事務所長

災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記の通り、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急通行車両の通行のため、速やかに車両を指定区間以外の場所か職員の指示する場所に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：〇〇地方局〇〇事務所管理課

電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

(様式 3)

車両移動命令を行う際の発言例

- ・ 愛媛県〇〇事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ この道路は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに車両を指定区間の外か、〇〇に移動してください。

※ 移動の指示は、現場の状況により、歩道上、道路左側へ寄せる、前の車両との車間を詰める等とする。

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

- 緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- 当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

愛媛県〇〇地方局
〇〇土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県〇〇土木事務所管理課
電話番号: 〇〇-〇〇〇

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日 〇〇時

移動先：――

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県〇〇土木事務所管理課

電話番号：〇〇-〇〇〇

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：〇月〇日 〇〇時

移動先：〇〇〇〇

移動車両：車名、ナンバー

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県〇〇土木事務所管理課

電話番号：〇〇-〇〇〇〇

(様式 7)

車両移動記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇）に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（〇〇建設（株））

状況写真	
移動前	
移動後	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

(様式 8)

民地の一時使用等を行う際の発言例

- ・ 愛媛県〇〇土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ 県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等を移動しているところですが、その移動先がないことから、〇〇の土地を一時的に使用させていただきます。

災害対策基本法に基づく 土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両
の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第4項の
規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時:〇月〇日 〇〇時
利用目的:放置車両の保管

愛媛県〇〇土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県〇〇土木事務所管理課

電話番号:〇〇-〇〇〇

(様式 10)

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道〇〇線（〇〇市〇〇町〇〇地先）
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設（株）
連絡先	愛媛県〇〇土木事務所管理課 TEL：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

状況写真	
使用 前	
使用 後	

記入者	〇〇建設（株） 〇〇
-----	------------

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、■■に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日：〇〇年〇〇月〇〇日

発行者：愛媛県〇〇土木事務所長

印

■■の例

(災害の場合) 〇道維第〇号(国) 〇号道路維持工事 工事請負契約

(大雪の場合) 〇冬対第〇号(国) 〇号冬期路面对策工事 工事請負契約